

秦野市議会会議規則の一部を改正することについて

秦野市議会会議規則の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成30年9月4日提出

秦野市議会運営委員会
委員長 大野 祐 司

提案理由

議会基本条例の趣旨を踏まえ、市長をはじめとする執行部との間において、一層の緊張感のある関係を築き、活発で分かりやすい議論を尽くすことを目的に設置した質問者席を平成30年第3回定例会から使用するため、改正するものであります。

秦野市議会会議規則の一部を改正する規則

秦野市議会会議規則（平成3年秦野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項ただし書及び第2項中「議席」を「質問者席」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

委員会提出議案第4号 秦野市議会会議規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、再質疑等については、<u>質問者席</u>で発言することができる。</p> <p>2 議長は、<u>質問者席</u>で発言する議員を登壇させることができる。</p> <p>附 則 この規則は、公布の日から施行する。</p>	<p>(発言の許可等)</p> <p>第50条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇して行わなければならない。ただし、再質疑等については、<u>議席</u>で発言することができる。</p> <p>2 議長は、<u>議席</u>で発言する議員を登壇させることができる。</p>